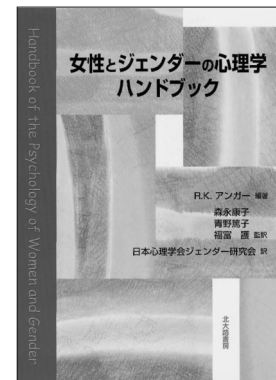


<書評>

R.K.アンガー 編著 森永康子、青野篤子、福富謙 監訳
日本心理学会ジェンダー研究会 訳
『女性とジェンダーの心理学ハンドブック』

(北大路書房 2004年 ISBN 4-7628-2367-8 6,800円)

(Unger, Rhoda Kesler. ed. *Handbook of the Psychology of Women and Gender*. John Wiley & Sons, Inc. 2001.)



手嶋 昭子

本書は、合衆国において「女性とジェンダーの心理学」の領域で初めて出版されたハンドブックを、日本心理学会ジェンダー研究会のメンバーが翻訳したものである。本文だけで500頁を越す大著であり、女性とジェンダーに関わる多くの問題が取り上げられている。私自身は法律学を研究分野としており、心理学に関する専門的な観点からの批評を行うことはできないが、一法学研究者の視点からの紹介として、私見を披露させていただきたい。

本書の構成は、第1部「歴史、理論、方法論」、第2部「発達」、第3部「社会役割と社会システム」、第4部「ジェンダー、身体的健康、メンタルヘルス」、第5部「制度、ジェンダー、権力」となっている。第1部は、心理学の歴史においてフェミニズムがどのように影響を及ぼしてきたか、またその中で、心理学の方法論とフェミニズムの多様な理論とがどのように結びつき、ジェンダーがどのようなアプローチで研究されてきたのかが、専門外の間にもわかりやすく説明されている。特に第2章「女性とジェンダーに関する理論的視点」において、フェミニスト実証経験主義、フェミニスト経験的研究、フェミニスト社会構築主義という3つの理論によって、同じデータが全く異なる解釈へと導かれていく例が挙げられており、各理論の違いが鮮やかに提示されている。

フェミニズムは心理学においてと同様、法学分野においても重要な影響を与えており、フェミニズム理論に触発された多くの研究が活発に行われているが、日本はもちろん、欧米においてさえ、このような研究は依然として傍流であり、研究者としてのキャリアを考えた場合にも、決して有利なテーマではない。第1章「心理学の歴史における対象・行為者・主体としての女性」では、法学と似た厳しい状況の中で、女性心理学の研究者たちが今日に至る道を切り拓いてきたことを知り、勇気づけられる思いがした。

フェミニズムの視点に立った研究を行う際に、個々の研究者がフェミニズム内の多様性をいかに理解し、自らのスタンド・ポイントを選択していくかは、決して容易ではない。このような理論上、方法論上の対立をどう考えるかについて、特に Kimball による第5章「ジェンダーの類似性と相違性：フェミニストの矛盾」が大変有益であった。これはジェンダーの類似性と相違性に関する論争について述べら

れた章ではあるが、論点の対立を排他的な二者択一ではなく、避けられない矛盾としての二分法として考えること、それぞれの立場の長所と欠点を検討することによって相互反映性を増大させること、という彼女の提案の有効性はこの論争だけに限られるものではないだろう。

私は性暴力を研究テーマとしているので、その観点から以下気がついたことを述べてみたい。まず、第18章「セクシュアリティ」であるが、この章はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（以下、LGBT）の視点からの心理学を扱っており、LGBT心理学の発展、知見、心理学の主流に対する批判などがまとめられている。法学の分野では、特に日本の場合、LGBTの権利に関する問題は、あくまで例外的な人々の問題として扱われるにとどまり、法制度の根幹に前提条件として異性愛関係が組み込まれている（例えば刑法における性犯罪に関する規定や、家族法など）ことへの問題意識はごく一部においてしか表明されていない。

この章に関して残念だったことは、人間のセクシュアリティはどのように構築されるのかという問題を扱っていなかったことである。性暴力の問題の一つに、強姦神話と呼ばれる性に関する社会的道徳的規範の問題がある。たとえば、性行動において女性は受動的で、男性の攻撃的なアプローチを待っているのだというステレオタイプなイメージである。欧米や日本においてこのようなイメージが社会に広く共有され、それが人間の「自然」なセクシュアリティであると考えられてきた。この点についてフェミニズムからは次のような批判が行われている。第一に、女性は男性の攻撃的なアプローチを望んでいない、第二に仮に女性が受動的であるようにみえたとしても、それは社会において男女が支配—従属関係にあり、女性がイニシアティブを取ることは社会的な逸脱行為とされるためである、と。しかしながら、心理学においても既に研究例があるように、現実の性行動は複雑であり、上記のようなフェミニスト的理解もすべての女性のすべての性行動に当てはまるわけではない。このような人間の性行動やセクシュアリティに関する研究が本書では取上げられていなかったが、具体的な状況に応じて当事者の性行動や動機をどう解釈／評価するべきかという問題について、心理学研究が重要な手がかりを提供してくれることを期待している。

前述した第5章において、Kimballは親密な関係における暴力を二つのパターンに分類する研究を紹介しているが、これが私には大変興味深かった。Kimballによれば、カップル間の暴力は、パートナーの一方（ほとんどの場合男性）が、他方を支配しようとして暴力をふるう「家父長的テロリズム」と、パートナーが「特定の状況の中で起こる瞬間的な欲求不満や怒りを表出するが、家父長的なテロリズムのように相手に対する絶対的な支配をめざすものではない」「ふつうのカップルの暴力」に分けられるという。性暴力も、このような分け方ができないだろうか。刑法上、性犯罪をどのように類型化すべきか、量刑にどのような差を設けるべきかを考えるために、性暴力をその被害の深刻さによって分類することが必要となってくる。家父長的テロリズムか否か、という分類は被害の深刻さを判断する基準とならないだろうか。外形的な態様がどのようなタイプであれ、レイプの動機が相手に対する支配欲求であれば、頻繁に繰り返され、時間の経過に従ってエスカレートすることになり、被害者の人格に対する破壊的効果は測り知れないだろう。しかし、加害者の動機が、相手をコントロールすることではなく、例えば性の二重基準によって相手の性行動に対する解釈を誤った結果であるとすれば、再犯を防止することは前者より比較的容易であるかもしれない。ただし、性暴力の場合、通常の暴力と違ってカップル間で加害—被害の関係に互換性がほとんどないので、「ふつうのカップルにおける暴力」というカテゴリーが性暴力の場合にあてはまるかどうか、検討の余地がある。

第25章「セクシュアル・ハラスメント」では次のような研究が興味を引いた。セクシュアル・ハラスメントがあったかどうかを判断するため、アメリカでは「分別のある人」の視点に立って考えることが求められているが、いくつかの裁判区について「分別のある女性」の視点へ変更する新しい基準が採用された。そこで、研究者が学生等を対象に実験を行ったところ、分別ある人基準と分別ある女性基準では異なる結果が出なかったという。従来「分別ある人」の名の下に、男性の視点が暗黙のうちに採用されてきたことが批判され、特に性暴力に関しては被害者である女性の視点から判断することがフェミニズムの側から要求されてきた。この実験の結果から言えば、このような要求は意味がないことになってしまう。実験の詳細は不明だが、分別のある女性というときの「女性」に、実験参加者たちはどのような意味を付与していたのだろうか。分別のある人すなわち男性が、ジェンダー役割に従ったステレオタイプな「男性」であり、分別のある女性というときの女性がそれに対応する形でのステレオタイプな「女性」であった場合、二つの基準は相反するどころか、むしろ一致するものであったと考えられる。「女性の視点」を強調するフェミニズム法学の戦略についてより慎重な態度が必要かもしれない。

紙幅の都合上詳細は述べられないが、他にも第23章「女の子および女性に対する暴力の発達の検討」、第26章「女性、ジェンダー、法律：責任をフェミニストの立場から再考する」等からも多くの示唆を受けた。本書は心理学を学ぶ人だけでなく、心理学以外の分野を専門とする者にとっても、女性とジェンダーをめぐる網羅的な心理学的研究の概要と豊富な文献情報にアクセスできる最適の一冊である。

(てじま・あきこ／神戸女学院大学非常勤講師)